

各就労継続支援（A型・B型）事業所代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

**令和7年度工賃（賃金）実績の報告等について（依頼）**

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和8年6月30日付け事務連絡により、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から依頼がありました。

ついては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、貴事業所の令和7年度工賃実績報告書等を、**令和8年7月27日（月）**までに、電子メールにて御提出ください。

昨年度の内容より変更になっている箇所もありますので、御一読いただき、御提出をお願いします。

- 1 対象事業所 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所  
(令和8年4月1日時点で廃止となっていない事業所)  
**※ただし、令和8年4月1日以降に新規指定された事業所は除く**

2 提出するもの

対象事業所	提出するもの
就労継続支援A型事業所	<input type="checkbox"/> 工賃実績等報告書（エクセルデータ） <input type="checkbox"/> 提出時にファイル名に事業所名を入れること <input type="checkbox"/> PDFでの提出は不可
就労継続支援B型事業所	<input type="checkbox"/> 工賃実績等報告書（エクセルデータ） <input type="checkbox"/> 提出時にファイル名に事業所名を入れること <input type="checkbox"/> PDFでの提出は不可 <input type="checkbox"/> 事業所工賃向上計画書（～令和8年度分） ※ 以下の①～③に該当する事業所のみ。 ① 令和8年度に開設した事業所 ② 令和6年度・令和7年度いずれも未提出の事業所 ③ 令和8年度の目標額を見直した事業所 ※ 事業所工賃向上計画を作成していない場合、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）は算定できないので留意してください。

(→裏面へ)

### 3 提出様式等の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」 ⇒ 「書式ライブラリ」 ⇒ 「6. お知らせ (県内共通)」 ⇒ 「1 お知らせ」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=66>

### 4 提出先

電子メールで御提出ください。

【提出先メールアドレス】 [syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.lg.jp)

(注意点1)

メールは必ず「テキスト形式」または「HTML形式」で作成・送信してください。  
「リッチテキスト形式」では添付書類が受信できませんので御注意ください。

(注意点2)

提出先メールアドレスの「lg」は「lg (エル・ジー)」です。また、「障害福祉情報サービスかながわ」からのメールに返信しても届きません。例年、多くのお問い合わせをいただいております。提出前に今一度、提出先のメールアドレスを御確認くださいようお願いします。

(注意点3)

御回答いただいた内容は例年公表しております。提出後に算定ミスや修正のお申し出をいただくことがありますが、国への報告後や県による公表後は修正ができません。提出前に十分御確認のうえ、御提出くださるようお願いします。

### 6 提出期限 **令和8年7月27日(月)** \*期限厳守\*

問合せ・提出先

社会参加推進グループ 西村、菱木(ひしき)

電話 (045)210-4709

電子メール [syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:syakaisanka-cyousa@pref.kanagawa.lg.jp)